

消費生活センターだより

インターネット通販の トラブルが多発しています!



トラブル回避のポイント

- ◎サイト事業者の所在地や連絡先などをしっかり確認
- ◎正規販売店の価格よりも極端に安い場合は要注意
- ◎支払い方法が銀行振込みのみの場合の注文は慎重に
- ◎キャンセル・返品条件、利用規約を事前に確認

行橋市広域消費生活センター
☎ 0930-23-0999

子どもが
クレジット
カードを使用…

オンラインゲームの トラブルに要注意！

■インターネット回線を通じて楽しむ「オンラインゲーム」の普及に伴い、アイテム代金などゲーム利用料金にかかるトラブルが多発しており、その多くは子どものクレジットカード使用による高額請求です。請求金額が数十万円にものぼる場合もありますので、保護者の方はご注意ください。

典型的なケース

- ★クレジットカード会社から身に覚えがないオンラインゲーム利用料金の請求を受け、調べてみると、子どもが保護者など大人のクレジットカードを無断で使用し、有料アイテムを購入していたことが判明します。
- ★また、子どもに「1回だけ」とねだられ、保護者がカードを使用してアイテムを購入したところ、IDやパスワード、カード番号などの情報が自動登録されて入力が不要になり、以後、子どもが自由にアイテムを購入してカード決済していたケースもあります。
- ★このほか、携帯型ゲーム機や携帯音楽プレーヤーでもインターネットに接続できることを保護者が把握しておらず、子どものオンラインゲーム利用に気づいていなかったケースもあります。

トラブルを 未然に防ぐ ために…

- ◆インターネットに接続可能な機器が家庭にどれだけあるかを把握するとともに、子どもが利用するオンラインゲームの内容や課金の仕組み、料金の決済方法などを保護者が理解する。
- ◆クレジットカードの使用は現金での買い物と同じであることを子どもにきちんと教える。
- ◆クレジットカードやその情報を登録したサイトのIDなどの管理には、細心の注意を払う。
- ◆クレジットカード会社のホームページなどで、利用明細をこまめに確認する。

こんなことにも要注意！ ワンクリック請求

- 芸能や占い、ゲーム、アニメなどのサイトで、無料だと思って年齢確認や動画再生などのボタンをクリックすると、いきなり画面に「登録完了」「料金請求」と表示されることがあります。
- このような表示が出ても、有料であることに同意したわけではありませんので、契約が成立しているとはいはず、代金を支払う必要はありません。



- インターネットの利用によって、ネット依存症になったり、出会い系サイトから犯罪に巻き込まれたりする危険もあります。インターネットの利用方法について子どもと十分に話し合い、家庭でのルールを決めておきましょう。

要注意

「架空請求詐欺」が増加しています!

被害に遭わないための3つのポイント

■利用した覚えがないインターネットの有料サイト利用料金などを電子メールで一方的に請求する「架空請求詐欺」による被害が増えています。最近は1件当たりの被害が高額になる傾向がありますので、以下のポイントをしっかり確認し、被害を未然に防止しましょう。

1. 絶対に相手に連絡しない

★メールに「退会希望の方は大至急連絡を…」などと書かれている、あわてて連絡してはいけません。電話してしまうと、電話番号など新たな個人情報を相手に知られてしまうことになり、さらに強硬な姿勢で請求されます。



2. 心当たりがない請求は無視する

★「支払えないなら職場に押しかける」「裁判を起こす」などと不安をあおるケースが目立ち、一度でも支払ってしまうとターゲットにされ、次々と請求されることになってしまいます。

3. 消費生活センター等に相談する

★請求されたサービス利用料金などについて、本当に利用したかどうか自分ではわからない場合や不安になった場合は、一人で悩まずに相談しましょう。

通販で買ったその商品、ニセモノかも……

こんな海外ショッピングサイトにご用心!

- インターネットによる海外ショッピングのトラブルで目立つのが「商品が模倣品(偽ブランド品、コピー商品)だった」というもので、代金を支払ったあとに、ショッピングサイトの運営者と連絡がとれなくなるケースが圧倒的に多く、商品の交換や返金を求めるることは非常に困難です。
- 以下に挙げたようなサイトは、模倣品を販売している可能性がありますので注意が必要です。

- ①運営者の正確な情報(運営者名、住所、電話番号)が記載されていない
- ②正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている
- ③日本語の表現が不自然
- ④支払い方法が銀行振込のみで、クレジットカードが利用できない

ロゴマークが違う!



*消費者庁では、模倣品の販売が確認されたり、模倣品の販売が強く疑われる海外ショッピングサイトの名称やアドレスなどの情報をホームページ上で公表し、定期的に更新しています。

【消費者庁ホームページ】<http://www.caa.go.jp/>

困ったときや不安なときは、 一人で悩まずに早めに相談!!

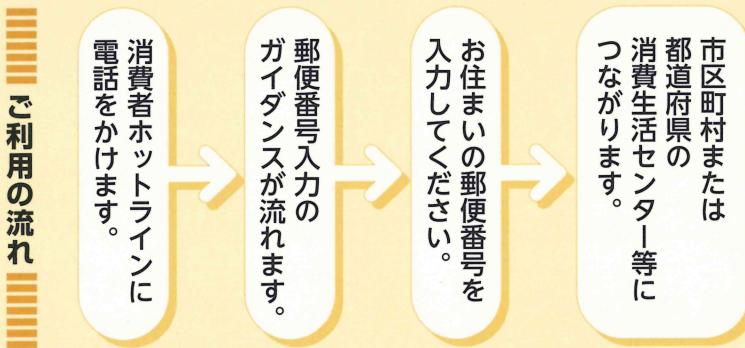
|消費者ホットライン (全国共通)

☎ 188
イヤヤ!

[イヤヤ!
嫌や!
泣き寝入り!!]

または ☎ 0570-064-370
守ろうよ、みんなを!

- ★消費生活にかかる各種トラブルに遭ったときに、相談窓口の連絡先がわからない場合でも、「消費者ホットライン」に電話をかければ、お住まいの市区町村・都道府県の消費生活センター等の相談窓口に、年末年始を除いて毎日つながります。
- ★消費生活センターでは、トラブル解決のための対処法などのアドバイスやあっせん(事業者との交渉)を行っています。



※土曜・日曜・祝日(年末年始を除く)は、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターにつながります。

※PHS、一部のIP電話、プリペイド式携帯電話では利用できません。

|法テラス・サポートダイヤル ☎ 0570-078374 (全国共通)

おなやみなし

- ★トラブルの内容に応じて、解決に役立つ法制度や手続き、最適な相談窓口を専門のオペレーターが案内します。(IP電話からは☎ 03-6745-5600へ)

※法テラス(日本司法支援センター)は、消費者被害など各種法的トラブルの解決を支援するために国が設立した法人です。

|警察総合相談 (全国共通)

☎ #9110 (ダイヤル回線および一部のIP電話ではつながりません。)

行橋市広域消費生活センター

行橋市西宮市2丁目1番39号
(JR行橋駅 西口出てすぐ)

【受付】月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く)
午前9時から午後5時まで

電話 / 0930-23-0999
FAX / 0930-23-4422

※行橋市、みやこ町、築上町に在住の方が相談できます。

